

職場における労働災害・健康障害防止対策の推進について

日頃より労働基準行政の推進につきましてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当署では、2018年度を初年度とした第13次立川署労働災害防止計画を策定し、死亡災害等の重篤な労働災害の撲滅と2017年と比較して休業4日以上の死傷者数を5%以上減少させることのほか、メンタルヘルス対策・腰痛対策・熱中症予防対策を通じ職業性疾病の防止等为目标として取組を行っているところです。

当署管内における労働災害は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。しかしながら、令和2年は、業務上での新型コロナウイルス感染症のり患者が増加した影響もあり、休業4日以上の死傷者数は、791人と前年に比べ増加となりました。

令和2年の死傷災害のうち、職業性疾病の占める割合は**16.9%**で、労働災害全体に占める割合は年々増加しています。

また、長時間労働、仕事や職業生活における強い不安やストレス等による労働者の健康障害、メンタルヘルス不調、暑熱な環境における熱中症などにより、重大な災害も発生しており、いまだ労働衛生対策が必要とされる状況にあります。

新型コロナウイルス感染症による休業4日以上の労働災害は、令和2年に全国で6,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底することが求められています。

また、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり、病気を抱えた労働者に対する治療と仕事の両立支援体制の強化、化学物質等による健康障害防止など、労働衛生対策の推進が重要です。

健康で働きやすい職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

10月1日から7日までの全国労働衛生週間を控え、準備期間である9月は、事業場の労働衛生について点検を行う良い機会でもあります。

事業者の皆様におかれましては、次頁の事項に特にご留意の上、労働者の労働衛生意識の高揚、過重労働やメンタルヘルス疾患の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、労働安全及び衛生のための活動を行っていただきますよう要請いたします。

令和3年8月



立川労働基準監督署長

田中宏治

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/tachikawa/newpage_00562.html)

[roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/tachikawa/newpage_00562.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/tachikawa/newpage_00562.html)

職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、1年間に約**20件**の業務上による脳・心臓疾患や精神障害による休業4日以上[※]の労働災害が発生しています。
労働災害や健康障害を防ぐため、以下の事項に取り組みましょう！

■ 経営トップの意識が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

■ 安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害及び健康障害を防ぐには、企業の自主的活動が不可欠です。このため、衛生管理者や産業医などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが法的義務となっていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

■ 健康診断、ストレスチェックを実施しましょう！

健康診断は労働者の健康状態を把握し、就業前や就業中の健康管理を行うための基本事項です。職業性疾病や生活習慣病などをはじめとした疾病の予防・早期発見を図ることなどが重要です。

また、ストレスチェックを実施し、分析することで職場における労働時間や作業方法・組織・人間関係などの職場環境を適切に把握することができます。ストレスチェックを活用して職場環境を改善し、労働者のストレス軽減と、メンタルヘルス不調の予防につなげましょう。

■ 労働者一人ひとりに対する意識啓発をお願いします

職場内での長時間労働による過労死等や、メンタルヘルス疾患など、労働者一人ひとりの労働衛生意識が重要となる労働災害の割合が増えてきています。

過労死などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が健康状態を把握することも重要です。この観点から、労働者一人ひとりに対し、作業内容等に応じた安全衛生に関する教育のほか、セルフケア・ラインケア教育の実施などを通じた労働衛生意識啓発の取組をお願いします。

■ 新型コロナウイルス感染症対策について十分ご留意をお願いします



職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためのチェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策をお願いします。

⇐ チェックリストはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00145.html



<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/home.html>



東京労働局HP

東京労働局・立川労働基準監督署

トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心

東京労働局では、第13次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。

例

策定日 年 月 日
表示日 年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は、『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ①安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ②労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する
- ④上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパー
代表者 代表取締役 東京太郎
(図表で表示しましょう)



こころの耳

働く人のメンタルヘルス
ポータルサイト

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>